

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

津市

1 目的

平成28年5月に国が策定した「地球温暖化対策計画」において、令和12年までにLED等の高効率照明の100%普及を目指すこととされており、また令和3年3月に本市が策定した「津市地球温暖化対策実行計画：事務事業編」においても、「施設における照明については、令和12年度までに導入可能な全ての施設に対するLED照明の導入を目指します」としている中、本市公共施設の照明設備のLED化率は35.6%（令和7年3月末現在）にとどまっている。地域脱炭素の取り組みの一つとして本市公共施設の照明設備のLED化を推進し、合わせて令和9年末の蛍光灯製造終了への対策を行うことを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（Aグループ）

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（Bグループ）

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（Cグループ）

(2) 事業内容

本市公共施設において下記業務を実施する。

なお、業務実施規模及び業務完了時期を踏まえ、別紙「令和8年度公共施設照明設備LED化対象施設一覧」のとおり各施設をAからCグループに分け、各グループごとにプロポーザル方式により契約の相手方となる最優先候補者を決定する。

ア 調査・計画

既存照明設備の現状調査を行い、照明設備LED化に係る施工計画書の作成を行う。

イ 施工

照明設備のLED化に係る施工を行う。

(3) 事業手法

簡易型ESCO（Energy Service Company）事業（自己資金型）

※本事業は、ESCO事業（省エネ改修の初期投資を顧客（自治体や企業）が自ら負担し、ESCO事業者は省エネ診断・設計・施工・運転管理などのサービスを提供し、その結果生まれたエネルギーコスト削減分のうち一定額を省エネ保証付きとする手法）の簡易型であるため、

公募段階での調査・受注後の後年度の省エネ効果の計測・検証は不要とする。また、ESCO事業者に対して、省エネ効果の保証を求めるものではない。

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

Aグループ	93,412,000円
Bグループ	90,618,000円
Cグループ	96,685,000円

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する提案見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。提案上限額を超えた提案は失格とする。

なお、上記(2)に係る全ての経費を含むものとする。

3 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の参加資格条件の全てを満たす事業者とする。

(1) 参加事業者

ア 単独事業者又は複数の事業者によって構成されたコンソーシアムとする。

イ コンソーシアムで参加する場合、応募時に構成する事業者の中から代表事業者を定め、その代表事業者が本プロポーザルに係る申込み及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

ウ 本事業の同一グループにおいて、コンソーシアムの構成員となった事業者は、単独で応募することができない。また、他の応募しているコンソーシアムの構成員となることもできない。

エ 参加申込書受付期間終了後、コンソーシアムの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(2) 参加事業者及び各構成員の役割

ア 参加事業者は、下記の役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。なお、単独事業者の場合は、下記の役割を単独で全て担うこと。

(ア) 事業役割

本市との窓口となり、協議及び契約等諸手続きを行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。

(イ) 施工役割

施工に関する業務を実施する。

(ウ) その他の役割

(ア)及び(イ)以外の調査、機器調達等に関する業務を実施する。

イ 一の構成員が複数の役割を担うことができる。

ウ 事業役割は、代表事業者となる構成員1者のみで担うこと。施工役割及びその他の役割は、1者又は2者以上の複数の構成員で担うことができる。

(3) 参加資格要件

参加事業者（コンソーシアムで参加する場合、全ての構成員とする。）は、下記の要件を全て満たすこと。ただし、下記キの実績要件についてのみ、コンソーシアムの場合は、構成員のうち1事業者以上が要件を満たしていれば可とする。

ア 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあっては(オ)及び(キ)、個人にあっては(カ)及び(ク)を提出し確認を受けていること。

(ア) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑（登録）証明書

(オ) 法人にあっては、本社及び委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明

する書類

- (カ) 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類
 - (キ) 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
 - (ク) 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- ウ 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。
- エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- オ 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第8

7号) 第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

キ 官公庁等で発注されたもので、過去15年間(平成23年度以降)に完了した公共施設等における以下の(ア)又は(イ)の照明器具のLED化に係る元請実績を有する者。(コンソーシアム(代表事業者に限る。))の場合も含めることとし、共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。また、複数年契約の場合、施工(照明器具交換)の全部又は一部において、発注した官公庁等から完了検査を受けたものを含む。)

(ア) ESCO方式(ESCO事業者の経費を光熱費の削減分で賄う方式)で発注されたもの

(イ) 大規模な照明設備LED化を行う工事、修繕、リース等(1契約において200台以上の照明器具のLED化を行うものに限る。)

※官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。

4 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和8年5月15日(金)
実施要領等の配布	令和8年5月15日(金)から 6月12日(金)正午まで
質問書の受付	令和8年5月15日(金)から 6月4日(木)正午まで
質問の回答期限	令和8年6月8日(月)まで
参加申込書提出期限	令和8年6月12日(金)正午まで
企画提案書提出期限	令和8年6月24日(水)正午まで
企画提案書審査	令和8年6月29日(月)予定
審査結果通知	令和8年6月30日(火)以降速やかに

5 質問書の提出、回答及び参考資料の交付

(1) 質問書の提出、回答及び参考資料の交付は、下記のとおりとする。

ア 提出期限

令和8年6月4日（木）正午まで

イ 提出先

津市政策財務部財産管理課管理担当

所在地： 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話： 059-229-3125

電子メール： 229-3125@city.tsu.lg.jp

ウ 提出方法

質問書（第1号様式）に必要事項を記入し、持参、郵送又は電子メールにより提出すること（提出期限必着）。なお、郵送又は電子メールで送付した後は、受信確認のため必ず電話連絡を行うこと。

質問について、電話、口頭等上記の提出方法以外による質問には対応しない。

(2) 回答方法

令和8年6月8日（月）までに質問者の名前は非公表としたうえで津市ホームページに掲載する。

(3) 参考資料の交付

ア 参考資料は、対象施設の設計図書とする。施設によっては平面図、配置図（建築基準法第12条点検図面）のみとなる場合があり、その場合、照明器具の写真を提供する。

イ 参考資料は、必要に応じ交付するため、必要な場合は上記(1)イへ参考資料交付依頼書（第2号様式）を、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ウ 交付期間は、令和8年6月24日（水）正午までとし、電子メールにより送付することを原則とするが、データ容量やファイル形式等により、CD-ROM等により交付する場合がある。

エ 参考資料は、本プロポーザルへの参加を目的として利用することに限る。

6 参加申込

(1) 参加申込書類

参加事業者は、下記のとおり参加申込書等を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合、下記ウからカまでに掲げる書類は、構成員ごとに提出することとし、下記キのみ構成員のうち1事業者以上が提出すること。

ただし、津市競争入札参加資格者名簿に登載されている参加事業者については、下記ウからカまでの提出は不要とする。また、単独事業者で参加する場合、下記ク及びケの提出は不要とする。

また、本事業においてAからCグループのうち複数に申し込みをする場合は、各グループごとに各必要書類を提出すること。

ア 参加申込書（第3号様式）

イ 宣誓書（第4号様式）

ウ 登記事項証明書（登記簿謄本）又は身分証明書等（下記(ア)から(ウ)のいずれか）

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

カ 市町村税の完納証明書等

本店所在地における市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

キ 事業実績届出書（第5号様式）

3(3)キに規定する実績を有することがわかる書類を添付すること。

ク 委任状兼プロポーザル参加者の構成事業者一覧表（第6号様式）

ケ コンソーシアムの規約等の写し

(2) 参加申込書類の提出

ア 提出期限 令和8年6月12日（金）正午

イ 提出部数 各1部

ウ 提出先 津市政策財務部財産管理課管理担当

(〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号)

エ 提出方法 上記提出先に郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）又は持参とする（提出期限必着）。

郵便事情等により参加申込書類の到着に遅延等が発生した場合における提出期限経過後の提出については、当該書類の受付は行わないため、提出期限に注意すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

(3) 辞退

参加申込書類の提出後に辞退する場合は、令和8年6月24日（水）正午までに参加辞退届（第7号様式）を持参又は郵送により上記(2)ウへ提出すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

7 参加資格条件の審査及び結果通知

- (1) 参加事業者から提出された参加申込書類に基づき、参加事業者のプロポーザルへの参加資格条件について審査する。
- (2) 参加資格条件審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加事業者に対し、参加資格審査結果通知書（第8号様式）により、プロポーザルへの参加を認めるものとする。
- (3) 参加資格条件審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、参加資格審査結果通知書（第9号様式）の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨の通知をする。

8 企画提案書等の提出書類

- (1) 参加事業者は、本実施要領及び仕様書に基づき、企画提案書を作成し、提出すること。
- (2) 提案見積書（第10号様式）のみを封筒に入れ、封印（代表者（コンソーシアムの場合は、事業役割を担う代表事業者とする。）の印）のうえ1部提出すること。
- (3) 企画提案書等提出された書類は、審査過程において複製を行うことがあり、参加事業者は複製について同意したものとみなす。
- (4) 企画提案書等受付後の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。

- (5) 企画提案書等提出された書類は、返却しない。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）等に基づき公表する場合がある。
- (7) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (8) 企画提案書等の提出は、1参加事業者につき1提案とする。
- (9) 企画提案書等の提出は、下記のとおりとする。

ア 提出期限 令和8年6月24日（水）正午

イ 提出先 津市政策財務部財産管理課管理担当

（〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号）

ウ 提出方法 上記提出先に郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）又は持参とする（提出期限必着）。

郵便事情等により企画提案書等到着に遅延等が発生した場合における提出期限経過後の提出については、当該書類の受付は行わないため、提出期限に注意すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

9 企画提案書の作成方法

企画提案書は、日本工業規格A4判横書き、30ページ以内（表紙、目次、合紙、第19号様式に添付する各製品のカタログ等から仕様のわかるページは含まない）、目次及び項番号を付し、別紙仕様書及び別紙審査基準の内容を踏まえ、企画提案書正本1部、企画提案書副本8部を下記のとおり作成のうえ、提出すること。ただし、企画提案書副本は、参加事業者が特定できる事業者名、事業者名を類推できるようなロゴ等の記載をした場合は失格とする。

なお、企画提案のための現場ウォークスルー調査は不要とし、本公募型プロポーザル実施期間中の現地確認はできない。

(1) 企画提案書表紙

企画提案書正本の表紙は第11号様式を用い、副本の表紙は第12号様式を用いること。

(2) 事業実績（事業実績一覧表（第13号様式））

過去15年間において、官公庁等におけるLED化の施工実績及びESCO方式実績

※官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で

定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。

(3) 市内本店事業者への配慮(市内本店事業者の活用予定(第14号様式))

ア 市内本店事業者の施工予定金額

(ア) 市内本店事業者の施工予定金額の総額を記載すること。

なお、コンソーシアムにおける施工役割のほか、下請負工事契約等を含むものとする。(下請は2次下請業者までを対象とする。)

(イ) 前項により記載した金額については、下請負契約後等、当該金額の確定後に確認を行うため、契約書等金額のわかる書類を速やかに発注者に提出すること。

(ウ) 施工完了時に市内本店事業者の施工金額が提案時の施工予定金額を下回らないよう注意すること。施工完了時に市内本店事業者の施工金額が企画提案時の施工予定金額を下回った場合は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

イ その他の市内本店事業者に対する配慮

前項に規定するもの以外に本事業における市内本店事業者に対する配慮事項があれば記載すること。

(4) 事業計画(事業計画(第15号様式))

施工時における対象施設の運営への配慮について記載すること。

(5) 安全管理・工程管理・品質管理(安全管理・工程管理・品質管理(第16号様式))

調査及び施工時における安全管理・工程管理・品質管理について記載すること。

(6) 環境への負荷の低減に関する配慮(環境に関する配慮(第17号様式))

照明設備の選定、施工等における環境の負荷の低減に関する取り組み、配慮等について記載すること。

(7) 使用機器の性能・信頼性(使用照明設備の概要(第18号様式))

照明設備の選定方針、性能・信頼性等の概要等について記載すること。

(8) 機器の内容(使用照明器具提案書(第19号様式))

LED化の対象となる機器について、型式等、具体的に記載すること。

(9) 必要となる経費(事業費算出表(第20号様式))

調査及び施工において必要となる経費について記載すること。

(10) エネルギー削減効果（事業効果算出表（第21号様式））

LED化により、削減されるエネルギー使用量の試算。

なお、机上計算とし、第19号様式の作成に伴い自動計算される資料（第21号様式）を用いること。

(11) その他（任意様式）

その他、LED化事業の実施にあたり、独自の提案があれば、具体的に記載すること。

10 企画提案書審査

(1) 参加資格を有すると認められた参加事業者から提出された企画提案書等により津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業公募型プロポーザル審査要領に基づき、津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書面審査を行う。

なお、参加事業者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

(2) 参加事業者に係る評価は、200点満点とし、審査委員会で評価をする。

11 最優先候補者の決定及び通知

(1) 最優先候補者は、審査委員会の審査により評価総合点の最も高い者とする。最高点が2者以上の場合は、事業費の総額が低い方の参加事業者を最優先候補者とする。

ただし、評価総合点が100点に満たない参加事業者については、最上位者であっても要求水準を満たさないものとして選定対象から除外する。

(2) 最優先候補者に決定した参加事業者に対し、企画提案書採用通知書（第22号様式）により最優先候補者に決定した旨を通知する。

(3) 最優先候補者に選定されなかった参加事業者に対し、企画提案書不採用通知書（第23号様式）により選定しない旨を通知する。

(4) 企画提案書採用通知書及び企画提案書不採用通知書は令和8年6月29日（月）以降速やかに発送する。

12 契約の締結

(1) 最優先候補者と選定された参加事業者と、提案された内容を踏まえた上

で契約に関する協議を行い、仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

- (2) 最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価総合点を得た参加事業者と契約に向けての協議を行うこととする。
- (3) 社会情勢の急激な変動等のやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもなお要求水準に満たない状況が生じた場合、下記 13 に係る対応のほか、業務履行の対価の減額や指名停止等のペナルティの対象とするものとする。

13 失格要件

参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 参加事業者が備えるべき参加資格条件を満たさない場合
- (2) 本業務委託契約締結日までに「3 参加資格条件」に規定するプロポーザルへの参加資格を欠く者となった場合
- (3) プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
- (4) 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員等関係者に対して直接又は間接的に働きかけをした場合

14 情報公開基準

プロポーザルの実施に当たり、下記のとおり情報公開基準を設けることとする。

当該請求に係る事務手続等は、津市情報公開条例（平成 18 年条例第 22 号）に基づき行うこととする。

なお、下記の項目以外の事例については、別途判断する。

対 象		契約締結前	契約締結後
選定条件			○
プロポーザル方式採用理由			○
提案書類	参加事業者名	×	○
	企画提案書	×	○（注 1）
	提案見積書	×	△（注 2）
	その他提出書類	×	○（注 1）

採点表（合計点）	○（注3）	○
採点表（各評価項目点）	×	
委員名簿	○（注4）	
選定結果		○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1）企画提案書及びその他提出書類は、参加事業者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該参加事業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該参加事業者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2）「一部開示」とは、提案見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3）契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注4）委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

（留意事項）

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、参加事業者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

15 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類の提出先

(1) プロポーザルに係る事務局は、津市政策財務部財産管理課に設置する。

(2) 各書類の提出先

三重県津市西丸之内23番1号

津市政策財務部財産管理課管理担当

電話 059-229-3125

E-Mail 229-3125@city.tsu.lg.jp